

公共下水道内にモルタル状の廃棄物が不法投棄され管が詰まり、公共用水域（水路や河川）へ流出し、汚染される事案が発生しています。

下水道の污水管や雨水管に、油脂類や異物（トイレトーパー以外の紙、残飯などの固形物、ゴミなど）を流すと火災、管の詰まり、悪臭の原因となったり、污水处理施設の機能低下を招くことがあります。また、油が下水道の雨水管を流れていくと、河川や海を汚してしまいます。

下水道を正しくご使用いただくために、皆様のご協力をお願いします。

1.下水道を大切に使うため、次のことにご注意ください。

- ・水に溶けないものは流さない
- ・シンナーやアルコールを流さない

2.下水道への不法投棄はやめてください。

- ・セメントやモルタルを流さない
- ・ガソリンやベンキを流さない
- ・ごみや土砂をすてない

※誤って流出する事故が発生した場合には、直ちに下流に流れないように（土のうを置くなど）応急措置を行い、速やかに下記担当課まで連絡をお願いします。

また、下水道へ不法投棄する行為を発見された場合などもお知らせください。

不法投棄は犯罪です！

廃棄物の不法投棄は、地域の生活環境を脅かす悪質な犯罪です

産業廃棄物や粗大ごみ、家庭ごみなど、全ての廃棄物を、公共の河川や道路、個人の土地などに捨てたり放置したりすることをいい、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

違反すると、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はその両方に処せられることがあります。

下水道課業務設備係 電話：042-387-9828

工務維持係 電話：042-387-9856